平成25年５月21日

各　　位

会　社　名　京成電鉄株式会社
代表者名　取締役社長　三枝紀生
（コード番号　9009　東証第一部）
問合せ先
総務人事部総務課長　奥瀬亮彦
（TEL．03-3621-2241）

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年５月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年６月27日開催予定の第170期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

(1) 当社グループの主たる営業基盤である千葉県において、より地域に密着した事業展開を図るため、現行定款第３条に定める本店の所在地を東京都墨田区から千葉県市川市に変更するものであります。

(2) 変更後の効力発生時期を明確にするため、附則を設けるものであります。また、当該附則については、現行定款第３条の変更の効力発生日経過後、これを削除するものとします。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

| | |
|---|---|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成25年６月27日（木曜日） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成25年９月30日（月曜日）までに開催される取締役会において決定する本店移転日 |

以　上

別　紙

（下線部分は変更箇所）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第１章　総　　則 | 第１章　総　　則 |
| （本店の所在地）<br>第３条　当会社は本店を東京都墨田区に置く。 | （本店の所在地）<br>第３条　当会社は本店を千葉県市川市に置く。 |
| 第４条<br>　～　　（省　略）<br>第50条 | 第４条<br>　～　　（規定内容は現行どおり）<br>第50条 |
| （新　設） | 附則　第３条の規定の変更は、平成25年９月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第３条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。 |